

平成29年2月1日  
東京都立国立高等学校

## 平成30年度教育実習受入要項

- 1 教育実習生受入人数  
下記の(1)及び(2)を同時に満たす人数以内とする。
  - (1) 原則、本校卒業生とする
  - (2) 全体で24人以内(HRに各1名配置できる上限)
- 2 実習日数  
実習日数は原則15日とする。高校免許のみ取得希望者も同じとする。
- 3 実習受入内諾申請の受付期間
  - (1) 第1次受付は、平成29年4月10日(月)から5月26日(金)まで行う。  
但し、遠隔地の大学在籍者で来校が春季休業期等になる場合は、4月11日以前でも受付を行う。
  - (2) 第2次受付は、第1次受付で受入上限人数に達せず更に受付を行うことが適当であると判断した場合に限り、平成29年6月12日(月)から8月25日(金)まで行う。
- 4 実習受入決定のガイドライン
  - (1) 第1次受付の申請については、受付締め切り後に教科の意向を踏まえて受入の可否を一括して決定する。受入上限人数を超える申請があった場合、教科間調整のうえ決定する。
  - (2) 第2次受付の申請については、順次受入の可否を決定する。
  - (3) 大学卒業直後に教職に就く意思がある学生に配慮する。
  - (4) 都内大学(都教委届出大学)在籍者が優先する。都外大学の希望者は事情を確認のうえ受付を行う。
  - (5) 他の高校の卒業生は、第2次受付を行う場合に限り、母校等で実習出来ない事情を確認したうえで受付を行い、該当教科が受入可能な場合に認める。
  - (6) 大学から特別要請のあった場合は受入を配慮する。
- 5 受入内諾の申請手続き・通知
  - (1) 申請手続きについて
    - ①申請者は来校のうえ本校所定の「教育実習内諾申請書」を提出する。
    - ②申請者は実習希望教科の主任又は科目担当と面接する。
  - (2) 受入内諾の通知
    - ①第1次受付分については、6月中旬までに受入内諾の可否を本人に連絡する。
    - ②第2次受付分については、受入内諾可否を決定次第、連絡する。
  - (3) 実習生受入内諾依頼があった大学へは、受入内諾書等を送る。
- 6 大学の実習受入依頼・承認手続きについて
  - (1) 都内大学は、「東京都立学校教育実習取扱要綱」に基づき下記のとおり行う。
    - ①実習前年度に都教委を通じて教育実習受入依頼申請を受けて受入回答を通知する。
    - ②実習年度に大学から派遣承認申請を受けて派遣承認を行う。
  - (2) 都外の大学は、大学から直接受入依頼を受けて受入承認を行う。